新型コロナ対応

無料相談会

3月18日(木) 3月24日(水) 9:30~16:30 より各回



オンライン相談にもご対応いたします各種助成金等の最新情報もお伝えします

雇用調整助成金

会社を一時休業した場合、もしくは時短勤務をさせた場合に従業員に支払う必要がある「休業手当」に ついて補助。条件の緩和、支給額の増加等 の「コロナ特例措置期間」が延長されました。

緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等に関して、**一人1日当たり15,000円助成**

飲食業時短営業一時金

時短営業の要請等の影響で売上げが減少した飲食店やその取引業種、観光に関する事業を行う会社などを対象に**最大600,000円**の支給(個人事業主等は最大300,000円)

中小企業生產性革命推進事業

感染対策と経済活動の両立のための設備導入、販路拡大のための投資、テレワーク等に対応するITツールなどの導入に対して助成。

「ものづくり補助金」上限1,000万円/「持続化補助金」上限50万円/「IT導入補助金」上限450万円

中小企業等事業再構築促進事業

新分野の開拓や事業再編等に取組む会社に対して助成。

100万円~6,000万円 (2/3補助)

コロナウイルスの感染拡大、会社の対応は…

- ☑ 従業員やその家族に感染者が発生したらどうする?
- ☑「緊急事態宣言」に、会社はどう対応するべき?
- ☑ テレワーク、時差出勤 を実施するとき、就業規則はどうすれば?
- ☑ 売上が低下しているが、利用可能な助成金等はある?

企業が対応すべき

この「緊急事態」に,不安はありませんか?

会場は可能な限り換気を行い、テーブル間の一定距離の確保、消毒液の設置、職員のマスク着用などの感染対策を実施します。なお、やむを得ず日程の変更又は中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。



お申し込みは裏面より→

一労働同一賃金対応相談会

中小企業でも4月1日から法律が適用されます!準備はできていますか?

- ①**アルバイト職員**である大学事務員に対する**ボーナスの支給**
- ②契約社員である売店店員に対する**退職金の支給**
- ③契約社員である郵便局員に対する**住宅手当、扶養手当**、年末年始勤務手当、 **夏期・冬季休暇の付与**、有給の病気休暇の付与

会社の給与や賞与、その他休暇などを含めた福利厚生制度が 法律に違反した 内容になっていないか、是非一度ご確認を! お気軽にご相談ください

無料個別相談会申込用紙				
希望会場	□ 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル 7Fセミナールーム □ 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F			
	□ オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)			
希望日	□ 3/18(木) □ 3/24(水) <u>(希望時間の▽につきましては、2つ以上お願いします。)</u>			
時間	□ 9:30~ □ 10:30~ □ 11:30~ □ 12:30~ □ 13:30~ □ 14:30~ □ 15:30~ □ 16:30~			
ご相談内容	□ 新型コロナウイルス対策・助成金 □ 同一労働同一賃金 □ その他()			
小冊子 希望	□ 「新型コロナウイルス感染症 労務対応ガイドブック」希望 (¥1,000) □ メール(PDFデータ) ※以下の項目をご記入いただきますよう、お願いいたします。 □ 郵送(冊子2冊)			
会社名	業種			従業員数
会社情報	T			
	TEL(必ずご記載ください) FAX			
ご参加者	①御役職・御芳名		メール	
	②御役職・御芳名		メール	

お申込み FAX: 0120 - 38 - 3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は □TEL □メール希望) もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040